

◎平成 23 年度歳末たすけあい援護金配分案内

支援を要する世帯に対して援護金を配分します。希望する方は、下記の説明により申請してください。

※ 自己申請方式になっております。

※ 在宅であって、下記の(1)と(2)の両方の条件に該当している世帯が対象です。

1. 配分対象となる世帯について

(1) 平成23年10月1日現在で市内に6ヶ月以上居住し、下記に該当する世帯。

(ただし、2つ以上の該当がある場合でも、申請はいずれか1つとなります。)

- ① 満65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯
- ② 満65歳以上のねたきり、認知症高齢者のいる世帯
- ③ 準要保護の認定を受けている世帯
- ④ 障害者のいる世帯
 - ・ 身体障害者手帳1級及び2級
 - ・ 療育手帳Ⓐ及びA
 - ・ 精神保健福祉手帳1級
- ⑤ 難病患者のいる世帯

⑥ 中学校3年生までのお子さんを養育している母子父子及び両親なし世帯

※ 上記に該当する場合でも、生活保護世帯または施設入所者あるいは長期入院（6ヶ月以上）などの理由で在宅でない場合は対象外です。

(2) 世帯の収入（月額）が下の表の基準額以下であること。

収入基準額表

| 世帯人員 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 基準額 | 127,000 円 | 194,000 円 | 264,000 円 | 334,000 円 | 409,000 円 | 467,000 円 |

(7人以上の場合には、1人増えるごとに60,000円を加算する。)

* 世帯の収入（月額）＝（年収入－社会保険料控除額－年税額）÷12ヶ月

2. 申請書の提出について

☆ 歳末たすけあい援護金の配分申請書の提出期間は、10月5日(水)～11月30日(水)
(土、日、祝日を除く 8:30～17:15)までとします。(提出期限厳守) また、申請書は下
記の場所へ提出して下さい。

- ① 社会福祉協議会（あじさい館内）
- ② 市役所（千代田庁舎 社会福祉課・長寿福祉課、霞ヶ浦庁舎 霞ヶ浦窓口センター）
- ③ 中央出張所

提出書類

- (1) 平成23年度歳末たすけあい援護金配分申請書
- (2) 収入のある世帯員全員の同居者所得証明書 (所得証明) **【必ず提出して下さい】**
- (3) 障害者のいる世帯は、手帳のコピー（氏名、等級のわかる部分）
- (4) 難病患者のいる世帯は、一般特定疾患医療受給者証のコピー
(氏名、疾患名のわかる部分)

3. 援護金の配分金額について

援護金の配分金額は、今年の歳末たすけあい募金の額により決定されます。

また、申請書を審査して、配分の決定をします。後日、決定通知書を発送いたします。

援護金は、12月末日までに民生委員を通じて配布いたします。

4. その他

- (1) 身体が不自由などの理由で、ご自分で申請することが困難な場合、又は必要書類
が揃えられないなどの場合は、社会福祉協議会にご連絡ください。

5. 問合せ

かすみがうら市社会福祉協議会 (TEL 029-898-2527)

〒300 - 0134 かすみがうら市深谷 3719 - 1